

お住まいの住所を登録されていますか？

10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として、下記の方を対象に、プレミアム付商品券事業を実施します。

- (1) 住民税が課されない方（生活保護を受けられている方等を除く。）
- (2) 平成28年（2016年）4月2日以降に生まれた子のいる世帯の世帯主

対象者の方に円滑にご連絡するため、適切に住所の登録等がなされている必要があります。以下の登録がなされているか、まずはご確認ください。

- **住民登録** 現在お住まいの住所を、住民票に登録されていますか？
- **東日本大震災により避難された方**
避難先住所等の変更があれば、以下の窓口へ届け出ましょう。
 - ・ 指定13市町村(※)の方：避難元市町村の窓口
 - ・ それ以外の方：避難先の市区町村窓口
- **転居の際は、郵便局への転居届をお忘れなく！**

※ 指定13市町村

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、
浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村